

# みどり青申

第83号



一般社団法人  
みどり青色申告会

会長 平野 稔

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17

電話 045-989-5011

FAX 045-989-5022

e-mail: midori-airo@nifty.com

ホームページ: 'みどり青色' で検索

編集 広報委員会



あおいろくん



## 新年のご挨拶



一般社団法人 みどり青色申告会  
会長 平野 稔

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年の流行語大賞には、「3密」が選ばれました。まさに、新型コロナに始まり、年末に至るまで収束することは無く猛威を振るっております。

時恰も、青色申告制度創設70周年で在りましたが、3密を避けるため、全ての事業が中止に追い込まれました。会員への指導も、会員や事務局職員等の健康を第一に考え、完全予約制を徹底いたしました。会員の皆様には、ご不自由をお掛けすることになりましたが、ご理解をお願い致します。

早く平穏な、今迄と変わらぬ日常を取り戻したものです。

今年一年も、緑税務署の皆様、地方公共団体の皆様、友誼団体の皆様のご支援を頂くこととなります。東京地方税理士会緑支部の先生方には、多大なご協力をお願いすることとなりますが、宜しくお願い致します。

会員の皆様には、完全予約制をご理解の上、スムーズな確定申告をお願いします。この一年のご健勝と事業の発展を祈念申し上げます。



緑税務署  
署長 菅谷 祥生

新年明けましておめでとうございます。

みどり青色申告会の皆様には、令和3年の新春を健やかにお迎えのことと心からお慶び申し上げます。昨年は、平野会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、コロナ禍で大変厳しい状況の中、税務行政全般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。今年は東日本大震災から10年目になりますが、新型コロナウイルス感染症の終息、経済の回復、そして、新たな災害が起きない明るく希望に満ちた年となることを強く願っております。

今年の確定申告ですが、申告会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要となりますので、パソコンやスマホから申告できるe-Taxのご利用を是非お願いいたします。結びに、みどり青色申告会の益々のご発展と会員皆様のご繁栄、ご健勝を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

### 主要項目

- 令和2年分確定申告期間の事務局の対応…P2～P3
- 令和2年分確定申告の際に持参するもの……………P4
- 4月以降の事務局への来所相談について……………P9

# 令和2年分確定申告期間の事務局の対応(完全予約制度)について

## ● 相談日程表・提出期限

- 所得税確定申告相談会 日程: 令和3年1月18日(月)～3月15日(月) 提出期限: 令和3年3月15日(月)
- 消費税確定申告相談会 日程: 令和3年3月17日(水)～3月31日(水) 提出期限: 令和3年3月31日(水)

令和3年1月							
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
	業務開始	1月4日～12日は、年末調整相談のみ 25分(予約制)					
10	11	12	13	14	15	16	
		//					
17	18	19	20	21	22	23	
	所得税 予約相談開始						
24	25	26	27	28	29	30	
31							

2月			
日	月	火	水
	1	2	3
7	8	9	10
14	15	16	17
21	22	23	24
28			

## ● 受付時間 ※担当者の指名には応じかねます。

午前 9:00 9:45 10:30 11:15  
 午後 1:00 1:45 2:30 3:15

※受付時間の5～10分前にご来所ください。(感染症拡大防止の観点より待合席は、少数となります。)

おひとりさま **45**分間とさせていただきます。

## ● 予約受付・変更 **NEW** ※受付は①、②ともに前日の午後3時 正午まで

### ①WEB(PC、スマホ、タブレット)、来所

**当会ホームページに予約サイトを公開**

スマホ、タブレットからはこちら→



**NEW** ← 11月号会報同封の案内からの変更箇所となります。

※WEB 申込には、11月下旬にお送りしたハガキに記載のID(会員番号)、パスワードが必要となります。

### ②電話

予約受付・変更専用電話 ※平日 午前9時～午後5時

**050-3719-5607** または **080-9566-8518**

→メモ

(予約の際にご記入ください)

予約日	時間
月 日( )	: ~ :



(一社)みどり青色申告会

045-989-5011

平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00

所得税、消費税ともに  
提出期限(最終日)の受付は午前中まで

木	金	土
4	5	6
11	12	13 午前のみ
18	19	20 午前のみ
25	26	27 午前のみ

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1 BRA相談 受付最終日	2	3	4	5 代理送信 受付終了※	6 午前のみ
7	8 有料1回 1,000円	9	10	11	12	13 受付なし
14	15 所得税最終	16 特別休暇	17 消費税 予約相談開始	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27 午前のみ
28	29	30	31 消費税最終	※当会が推薦する税理士へ e-Tax送信を依頼する最終日		

● ご予約に際しての注意事項

- ご相談、確認のある方、訂正申告も必ずご予約ください。**(收受のみの方は予約不要)  
 予約なしで来所された場合は、別日に予約をお取りいただき、お帰りいただきます。  
 提出後に経費や控除の計上漏れなどが発覚し、訂正申告となる場合もご予約下さい。
- 予約は、おひとりさま 所得税・消費税それぞれ1回までとなります。**  
 不備や忘れ物などで、終了しなかった場合は、再度予約をお取りいただきます。  
 尚、期間中における複数回のご相談については、別途料金を頂戴することと致します。  
**有料!** 所得税申告 3回目以降 2,000円、消費税申告 2回目以降 2,000円
- 所得税確定申告期限間際の相談の有料化について**  
**有料!** 3月8日(月)~15日(月)の相談は1回1,000円を承ります。(ご相談の前にお支払いください。)
- 会計ソフト「ブルーリターンA」のご相談は、3月1日(月)まで**  
 所得税確定申告については、3月1日(月)を以てご相談を終了とさせていただきます。
- 消費税課税事業者の方は消費税確定申告相談会も別途ご予約ください。**  
 消費税申告のご予約は所得税確定申告終了後にお申し込み下さい。(軽減税率制度の導入などで集計が複雑化しているため、所得税確定申告相談会と同時に相談を承ることができません。)
- 準会員(ご家族等)のご相談がある方**  
 準会員は予約いただけないため、正会員のご相談を含め45分間となります。(超過の場合には別途ご案内)
- 変更、キャンセルはお早めに必ずご連絡ください。**  
 当日の連絡は、電話のみ受け付けております。
- クラスター防止のため、ご来所の際は必要最小限の人数でお願い致します。**
- 遅刻や、忘れ物にご注意ください。**  
 遅刻(駐車場の混雑等により予約時間に遅れた場合含む)、忘れ物(USBにデータが入っていない場合を含む)があっても時間の延長はできかねます。(終了時間は当初の予定通り)  
 ※到着時間によっては、予約時間を無効とさせていただく場合がございます。

※従来から実施しておりましたブルーリターンA 指導料等は廃止致しました。

令和2年分確定申告の際に持参するもの

チェック欄	区分	提出	名称	内容	
<b>令和2年分所得税の確定申告</b>					
<input type="checkbox"/>	決算		通帳・借入金残高	日々の実際有高と帳簿残高の金額を合わせて下さい。	
<input type="checkbox"/>			月別総括集計表 合計残高試算表	月間、年間合計は必ず記入して下さい。	
<input type="checkbox"/>			令和2年末棚卸明細	年末に商品等の在庫がある方は棚卸しを行い、期末在庫の明細書を作成のうえ、金額を合計して下さい。	
<input type="checkbox"/>	消費税	○	令和2年分の決算書 (提出用・控え用)	控用決算書に月別の売上、必要経費の科目ごとの合計額を記入して下さい。 <b>注意：前年e-Taxで送信した方、送付不要とされた方には届きません。</b>	
<input type="checkbox"/>		○	令和2年分の確定申告書	下書き用申告書(手引きの最終ページ)の分かる箇所を記入して下さい。 <b>注意：前年e-Taxで送信した方、送付不要とされた方には届きません。</b>	
<input type="checkbox"/>			<b>確定申告のお知らせハガキ 又は納付書同封お知らせ通知書</b>	令和3年1月下旬に送付された場合は、忘れずにご持参ください。 ※税務署から送付された書類は全てお持ちください。	
<input type="checkbox"/>	所得税の確定申告		源泉徴収票(公的年金など含む) 支払調書	給与・報酬支払い元の会社より送付されます。 <b>公的年金額改定通知書ではございません。</b> 年金は令和3年1月末頃に日本年金機構より、個人年金は生命保険会社等より送付されます。	
<input type="checkbox"/>		○	医療費の明細書又は通知書	令和2年分より領収書の提出に代えて専用の明細書に記入し添付することが必須となりました。明細書は「医療を受けた方の氏名」、「病院、薬局などの支払先の名称」毎に合計し記入できます。	
<input type="checkbox"/>			国民健康保険	令和3年1月末頃に区役所よりハガキが送付されます。(令和2年中に支払った保険料が不明の場合には、事前に区役所へお問い合わせ下さい。)	
<input type="checkbox"/>		○	国民年金(年金基金) 保険料控除証明書	令和2年11月上旬に日本年金機構より送付されます。添付が義務となっていますので、ハガキが見当たらない場合には日本年金機構へご請求ください。	
<input type="checkbox"/>		○	小規模企業共済支払証明書	中小企業基盤整備機構より令和2年12月初旬にハガキが送付されます。	
<input type="checkbox"/>		○	生命・地震保険料控除証明書	保険会社より送付されます。	
<input type="checkbox"/>			配偶者の所得確認書類の写し	配偶者特別控除の適用がある場合には、配偶者の源泉徴収票等の書類をご持参下さい。 <b>注意：高額所得者を除き、38万満額控除の要件が緩和されました。</b>	
<input type="checkbox"/>		○	その他必要な物(証明書など)	寄附金控除証明書 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書等	
<input type="checkbox"/>		署名		はんこ	認印で構いません。 <b>注意：シャチハタは不可。</b>
<input type="checkbox"/>				マイナンバーカード	e-Taxで申告をする方(代理送信する方は除く) <b>注意：電子証明書の有効期限(5年間)をご確認ください。</b>
<input type="checkbox"/>			暗証番号(パスワード)・利用者 識別番号等を控えた用紙	e-Taxで申告をする方 <b>注意：マイナンバーカードの利用には、数字4桁とアルファベット+数字の2種類のパスワードが必要です。自己管理の方、更新の際にパスワードを変更した方は、忘れずにお持ちください。</b>	
<input type="checkbox"/>	納税		納付書(所得税・消費税)	所得税・消費税の振替納税をご利用でない場合に、税務署より送付されます。	
<input type="checkbox"/>			還付先口座	所得税・消費税が還付となる場合には、還付先の口座がわかるもの(屋号のない、申告者ご本人名義の口座に限ります)	
<input type="checkbox"/>	その他		前年分、前々年分の申告書、 決算書	確定申告書(控)・決算書(控)	
<input type="checkbox"/>			決算までの自己チェック表	本紙P6,7「決算書作成で注意したいCheck Point!」をご確認ください。	
<input type="checkbox"/>			帳簿類	ブルーリターンAをご利用の方は、令和2年12月末まで入力済のデータ(USBメモリ等)	
<input type="checkbox"/>			車両などの売買契約書等	令和2年中に車など資産の購入、買換えがあった場合	

平成28年分の確定申告より、**マイナンバーを記載**することになっております。(※1)  
**書面提出(e-Tax以外)の場合は、本人確認書類の添付が必要です。**(※2)

※1 納税者のマイナンバー以外に、控除対象配偶者や扶養親族(16歳未満を含む)、事業専従者のマイナンバーについても、記載が必要です。  
 ※2 本人確認書類の添付は、納税者本人以外の控除対象配偶者や扶養親族(16歳未満を含む)、事業専従者については不要です。



## 会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の皆さまへ

☆ブルーリターンA 2021バージョンアップ版ソフトを必ずインストールしてください。

※バージョンアップを行うことで、データが消えることはありません。引き続き会計年2020の操作を行うことができます。

※「インターネット環境でのご利用（推奨）」に設定された方は、インターネットを介した『自動ダウンロード方式』（1月中旬頃以降公開）となります。

※「インターネット未接続でのご利用」の方は、1月中旬～下旬頃CDが送付されます。

☆令和2年12月末までの入力済データはUSBメモリ等でご持参ください。

※パソコンの持ち込みNG（コロナ対策としてアクリル板を挟んでの対応となるため）

☆ブルーリターンAご利用の方の所得税確定申告については、3月1日（月）を以てご相談を終了とさせていただきます。

## 注意事項等

- ①e-Tax代理送信の受付期日は3月5日（金）となります。税制改正に伴い、それ以降に書面での提出となる場合には、青色特別控除額65万円が、55万円となります。（期限内に電子帳簿保存の承認申請書を提出されている方を除く）
- ②納税者本人、控除対象配偶者、扶養家族（16歳未満も含む）、事業専従者のマイナンバーがわかるものをご持参下さい。印刷またはe-Tax送信の直前に入力していただきます。（機密情報につき、バックアップデータなどには保存されません）
- ③新型コロナウイルスの影響により、会場借用が出来ないため、出張相談会（鴨居、中山、センター北）は中止と致します。ご了承ください。
- ④確定申告期間の記帳や入力のご相談については応じかねますので、予めご了承ください。
- ⑤土地・建物・株式の譲渡所得、贈与については、当会では申告相談を受付けておりません。必ず事前に税務署や税理士にご相談の上、事務所へお越しください。
- ⑥決算書・確定申告書は自計・自書が原則です。必ずご自身で内容をお確かめの上、提出くださいますようお願い致します。また、提出後の内容の再確認も併せてお願い致します。提出後の申告書・決算書に不備があっても当会では一切責任を負うことが出来ません。
- ⑦FAX（989-5022）、eメール（midori-airo@nifty.com）での相談の回答には時間がかかりますのでご了承ください。
- ⑧3月16日（火）はお休みさせていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策



従来よりご案内の通り、当会では皆さまに安心してご利用いただけますよう、様々な防止策を講じております。

- 感染症拡大予防の観点より、発熱など体調不良の場合には相談をお断りさせていただく場合がございます。ご来所の際には、マスクの着用、入室の際、消毒、検温、健康状態チェックの実施にご協力をお願いします。（従業員も同内容を実施しております。）  
また、同様の理由により、お手洗いのご利用は一時中止とさせていただきます。
- 感染症拡大の状況、悪天候などのやむを得ない事情により急遽閉所せざるを得ない場合がございますので、あらかじめご了承ください。（最新の情報は、当会ホームページでご案内致します。）

ご不明な点がございましたら  
事務局までお問い合わせ下さい。



決算書作成で注意したい

# CheckPoint!



## 事業所得編



売上（収入）金額	チェック
<ul style="list-style-type: none"> <li>●未収入の売上（売掛）の計上漏れはありませんか？ ➔実際に代金を受け取っていなくても、年内に金額の確定したものは売上とします。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲食業や小売業などで商品を扱っている方は、家事（事業）消費を計上していますか？ ➔仕入れた商品・材料を家事（事業）で消費したときには売上金額（自家消費）に加算します。（通常販売価格の70%又は仕入金額のいずれか多い額）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●所得税が源泉徴収される売上を手取り額で計上していませんか？ ➔所得税が源泉徴収される前の金額によって計算し、源泉所得税は確定申告で精算します。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナ関連の給付金をございませんか？ ➔持続化給付金、家賃支援給付金、感染症拡大防止協力金、雇用調整助成金などは雑収入となります。※消費税の課税対象とはなりません。</li> </ul>	
仕入金額	チェック
<ul style="list-style-type: none"> <li>●未払いの仕入（買掛）の計上漏れはありませんか？ ➔売上と同様に納品を受けているものは、代金が未払いでも仕入金額に加算します。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●年末の棚卸は行いましたか？ ➔年末に商品・材料ごとに棚卸を行い、棚卸表を作成します。 数量と最終仕入原価を掛け合わせて計算した金額は、売上原価から除きます。</li> </ul>	
必要経費	チェック
<ul style="list-style-type: none"> <li>●家事上の費用（所得税、住民税、健康保険料、罰金など）を経費にしていませんか？ ➔必要経費になりません。 ただし、税金のうち、個人事業税や消費税（税込経理の場合）は経費となります。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●家事関連費（水道光熱費、地代家賃、通信費、車両関係費等）が全額経費になっていませんか？ ➔全額を経費に含めている場合には、家事使用分を按分するなどして経費から除きます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●車などのローンの返済額が計上されていませんか？ ➔元本部分は経費に計上できません。取得価額により減価償却費の計算を行います。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●減価償却の計算は正しくされていますか？ ➔10万円以上の備品や機械などは、減価償却費の計算が必要です。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●専従者給与は適正ですか？ ➔専ら事業に従事していること、届出額の範囲内で、従事内容や他の使用人の給与などから見て妥当な額を実際に支払っていることが要件です。</li> </ul>	



<一般社団法人みどり青色申告会担当>  
がん・医療福利厚生制度 募集代理店

株式会社 マイペース

0120-788-766

〒226-0011 横浜市緑区中山1-27-6 シロタ中山ビル2F  
TEL 045-938-6070 FAX 045-938-6072  
URL <https://mypace.co.jp/> E-mail [sales@mypace.co.jp](mailto:sales@mypace.co.jp)

(一社)みどり青色申告会の

新たな手続きは不要!

## 葬儀支援サービス



制度運営 株式会社全国儀式サービス

### 葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目やサービスを「基本セット」(首都圏平均50万円)として**24万円(税別)**でご利用になれます。 ※2018年7月から利用料金が変わりました。

24時間365日、お電話1本で全国のご葬儀を手配

事前のご相談も承ります。



**0120-421-493**

この制度は、事前にお電話いただかないとご利用になれません。

誤りやすい事項を抜粋してみましたので、確認にご利用ください。

# 不動産所得編



賃貸料	チェック
<p>● 契約等で年内に受け取ることになっている未収家賃の計上漏れはありませんか？</p> <p>→ 実際に代金を受け取っていなくても、その年の賃貸料に計上します。</p> <p>→ 但し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う賃料の減額、免除を行った場合、借主と覚書を取り交わしているなど確認が出来るときは、賃貸料に計上しないこととなります。</p>	
<p>● 預り敷金のうち、入居者退去などに合わせて返還不要となった部分の計上漏れはありませんか？</p> <p>→ 収入金額のうち、その他収入に計上します。</p>	
<p>● 自販機設置の手数料収入、電柱の土地賃貸料などはありますか？</p> <p>→ 建物の賃貸でなくとも、不動産の収入として考えます。</p> <p>売電収入があった場合も収入に計上します。(貸付部分以外は雑所得へ計上)</p>	

必要経費	チェック
<p>● 貸付部分以外（ご自宅など）の固定資産税や修繕費用が計上されていませんか？</p> <p>→ 家事使用分を按分するなどして、ご自宅部分などは経費から除きます。</p>	
<p>● 修繕費のうち、20万円以上の支出はありませんか？</p> <p>→ 資産価値を高める改修工事等として、減価償却費の計算が必要な場合があります。</p> <p>詳細は事務局までご相談ください。</p>	
<p>● 火災（地震）保険料のうち保険期間10年（5年）などの、保険料はありませんか？</p> <p>→ 保険期間が1年契約でないものは、月割計算を行います。</p>	
<p>● 借入金利子は適正ですか？</p> <p>→ 元本の返済額は経費にできません。貸付部分の利子のみ計上します。</p> <p>また、損失がある場合、損失の金額に土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分がある場合、その部分は不動産所得以外の所得との損益通算はできません。</p>	
<p>● 事業的規模（5棟10室以上）がないのに専従者給与を計上していませんか？</p> <p>→ 他に事業所得がなく、事業的規模がない場合には専従者給与は計上できません。</p>	

記入漏れなどを防ぐために、前年分と見比べることが重要です。  
 確定申告の際には前年分、前々年分の決算書・申告書の控をご持参ください。

新築・建て替えご検討中の会員様必見！

TVCM 放映中！

## 地震あん保証

強さに自信があるから実現！  
 自己負担なしで、万一の地震による  
**建て替えを保証！**

保証には条件がございます。詳しくは下記展示場までお問合せください。

パナソニックホームズ 港北展示場 ☎0120-8746-35

不動産に関する**無料個別相談会**今年も開催！  
 わたしが目印！ 詳細は **本誌最終ページ** をご覧ください

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

小規模企業共済制度

年金だけでは不十分で、不安がある。  
 自分で積み増しするには、どんなものがあるのかな…

共同経営者も加入できます！

- 1 加入し、掛金を毎月積み立てておけば…
- 2 将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。
- 3 現役引退後の安心した生活設計が図れます。

控除	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
社会保険料控除										
小規模企業共済等掛金控除							360000			
生命保険料控除										

★掛金は全額所得控除の対象になります。(左図は掛金月額3万円の場合)  
 ★60歳以上の経営者の方も加入できます。

## 緑税務署から確定申告のお知らせ

### ◎令和2年分の確定申告【申告・納付の期限等】

所得税及び復興特別所得税	<b>2月16日(火)～3月15日(月)</b>
贈与税	<b>2月1日(月)～3月15日(月)</b>
個人事業者の消費税及び地方消費税	<b>3月31日(水)まで</b>



**納税はキャッシュレス納税が、安全・便利です。**

所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、ダイレクト納付や口座振替が便利です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお尋ねください。

### ◎口座振替日

税目	口座振替日
所得税及び復興特別所得税	4月19日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	4月23日(金)

### ◎緑税務署の申告書作成会場

**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、是非、ご自宅・青色申告会からe-Tax申告を！**

**3密回避**

税務署の混雑緩和にご協力ください。

税務署の申告書作成会場は、**2月5日(金)**に開設します！

〔開設期間〕 **2月5日(金)～3月15日(月)**

土・日及び祝日を除く。ただし、2月21日(日)及び2月28日(日)は、相談・申告書の提出受付及び用紙の配付のみ行います。

〔時間〕 受付 **8:30～16:00**

相談・作成 **9:15～17:00**

- ・ **会場の混雑(3密)を避けるために、会場への入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。**

※入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行は、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことでご利用できます(日時指定の入場整理券を入手することが可能です)。

- ・ 1月から4月中旬まで税務署の駐車場は利用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。
- ・ 税務署には、ご利用可能なコピー機がございません。あらかじめご了承ください。



# 令和2年度 納税表彰受彰報告

(日程順)

令和2年11月10日(火) 緑税務署

## 【財務大臣表彰】

平野 稔氏(会長)



課税第一部長、緑署幹部との記念写真

令和2年11月24日(火) 新横浜グレイスホテル

## 【緑税務署長表彰】

津本 晃氏(緑 副会長)  
大西 英二氏(青葉 副会長)

## 【緑税務署長感謝状】

池邊 雅章氏(都筑 理事)  
田村 昭氏(青葉 理事)

## 【一般社団法人みどり青色申告会会長表彰】

佐々木 愼氏(都筑 副会長)  
奥富 豊氏(青葉 理事)

令和2年11月26日(木) 都筑区役所

## 【都筑区納税奨励表彰】

久高 勝氏(都筑 副会長)



## 【国税局長感謝状】

一般社団法人みどり青色申告会 (e-Tax関係)



中学生の

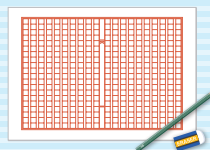
税についての  
作文



## (一社)みどり青色申告会 会長賞

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催の募集により、本年度、緑税務署管内では中学校10校から1,238編の応募がありました。

当会からは、横浜市立美しが丘中学校 中本珠弥さんの作文(題名「よりよい日本に」)を12月22日(火)同校にて表彰致しました。



予約制

# 4月以降の事務局への来所相談について

(令和3年分の記帳相談)

予約受付

## ●WEB(PC、スマホ、タブレット)

令和3年3月1日(月) 午前9時～

※予約枠の公開は、基本的に一か月前を予定。  
※11月下旬にお送りしたハガキに記載のID(会員番号)、パスワードが必要です。

当会ホームページから予約サイトへアクセス出来ます。

スマホ  
タブレットは  
こちら→



## ●電話・来所

令和3年3月17日(水) 午前9時～

※確定申告期間の為、受付開始が遅くなります。ご了承ください。  
TEL:045-989-5011 ※平日 午前9時～午後5時

ご予約のうえ、  
ご来所ください。



# 専門家による無料個別相談会のご案内

※お申し込み、お問い合わせは  
事務局 (TEL:989-5011) まで。

## 税理士による税務相談会

完全予約制

会場 青色申告会事務所

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除(初年)等のご相談をお受けしております。  
※ご予約は日程の1ヶ月前より承ります。

相談日

1月5日(火) 9:30~、10:30~、11:30~  
1月13日(水) 13:00~、14:00~、15:00~  
4月20日(火) 9:30~、10:30~、11:30~

※ご希望の時間をお選びください。(各50分程度)

## 不動産に関する相談

会場 青色申告会事務所



青色家づくりサポート(パナソニックホームズ)

不動産管理・売却、修繕・リフォーム、新築・建て替えなどのご相談

自宅、事業所、賃貸物件すべてOK!

下記日程以外も随時受付中

ご相談ください

予約制

4月15日(木)、5月11日(火) 10:00~、11:00~

相談時間:60分

空室、建物改善、滞納等の賃貸経営における問題から、相続、土地活用などのご相談

随時お申込制

相談時間:50分

協力:株式会社 市萬

## 弁護士相談

随時お申込制

相談時間:30分

当会顧問弁護士であり青年部員でもある波戸岡光太弁護士をご紹介します。  
ご相談は取引・代金トラブル、離婚、相続、交通事故、不動産関係など、幅広く承ります。(初回無料)

※相談は事務局へお申し込みいただけます。その後、日時や場所の詳細を相談員と直接調整していただけます。  
※相続税など税金のご相談は、上記、税務相談会をご利用ください。



## ホームページ・SNS活用、改善電話相談

随時お申込制

相談時間:30分

ホームページコンサルタント永友一朗氏をご紹介します。ホームページの立ち上げやリニューアル、SNSの選定や表現、様々承ります。(初回無料)

※お申し込みは事務局まで。(その後、相談員よりご連絡致します。)

## ご報告

### ◎令和2年度 第4回理事会(現地+WEB)

日時:令和2年11月24日(火)午後6時30分~

場所:新横浜グレイスホテル シャーロット

出席者:現地 理事15(4)名、監事(1)名

※( )内はWEB(ZOOMによる出席)

議題:

報告事項

- 1.職務の執行状況報告
- 2.確定申告期間の予約制度について
- 3.ブロック・委員会・部会・支部からの報告

協議事項(継続)

審議事項

- 1.会長候補の承認について
- 2.令和2年度中間収支報告・監査報告について

その他

- 1.青色コーナー設置の見直しについて

審議事項は採決により全て承認されました。

## 今後の予定

令和3年

1月 3日(日) 迄 年始休暇のため、事務所閉所

9日(土) 土曜日開所日

14日(木) 午後 職員研修の為、事務所閉所

20日(水) 源泉所得税納付の期限(7~12月分)

※納期の特例適用者

2月 1日(月) 給与支払報告書提出締切

3月 15日(月) 所得税の確定申告提出、納付期限

16日(火) 特別休暇の為、事務所閉所

3月 31日(水) 消費税の確定申告提出、納付期限

4月 19日(月) 所得税口座振替日(振替納税の方)

23日(金) 消費税口座振替日(振替納税の方)

26日(月) 年会費引落日

### 編・集・後・記

“コロナウイルスの渦が収まり、素晴らしい年明けです...”

と書きたいところですが、現実には厳しい状況です。

広報委員会としては、常に恋人への手紙を書く想いで文言を選びながら、会員の皆様への確かな情報を伝えようと思っております。

本年は是非とも、皆様の事業が予想以上の決算となるように又、穏やかな年となりますよう、お祈り申し上げます。

広報委員会担当副会長 久高 勝

## 車で事務所に来所される方へ

当会の駐車場は、  
高架下の6台のみです。

近隣からの苦情がでております。

絶対に路上駐車しないでください

